R03-09　令和３年度版　農家のためのなんでもわかる農業の税制　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２所得税 | ６　農業所得計算の特例１　農業経営基盤強化準備金制度７　青色申告者の特別償却など７ 農地を譲渡した場合の所得税５　特別控除の特例６　特定の事業用資産の買換えの特例 | ・（１）制度の概要　（２）対象者の範囲で、「人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられる者」等を追加・（４）対象資産の範囲に「ブルドーザー等の自走式作業用機械」を追加・（注３）～（注６）を追加・「（２）特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除」の項目削除・（２）特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合〔2,000万円特別控除〕で、「農業経営基盤強化促進法の特定農用地利用規定に基づく農地中間管理機構の買い取り」（囲み）を追加・（２）買換えの態様の表で、「２市街化区域又は既成市街地等内の農業用の土地、建物等を譲渡して、これらの区域外に買換える場合」「７農用地区域内の土地等を譲渡し、同区域内において認定農業者又は認定就農者が農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき買換を行う場合」の２項目削除、注２０の２で「機械及び装置」を削除・（４）特定の事業用資産の買換特例の留意点で、①なお書き、②～⑤の説明削除・「（５）農地等に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の経過措置」の項目削除 |
| ３法人税 | ４ 農業経営を行う法人の所得に対する特例　農業経営基盤強化準備金制度６ 農事組合法人の税務７ 農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置 | ・（１）制度の概要　（２）対象者の範囲で、「市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる法人」等を追加・（４）対象資産の範囲に「ブルドーザー等の自走式作業用機械」を追加・（注２）～（注５）を追加・２事業税の税率を改正・法人税「２特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の項目削除・法人税　９農業経営基盤強化準備金及び圧縮記帳の特例で、「市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが認められる認定農地所有適格法人」を追加、適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日）・登録免許税「２農用地区域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減」の適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日）・不動産取得税「４農業振興地域内における土地取得の特例」で、「又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画」を追加、適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日）・固定資産税　一般農地の特例（地法附１９）の適用期限を延長（平成３０年度から令和２年度→令和３年度から令和５年度）・軽油引取税　農業用軽油の課税免除の適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| ４相続税 | ４ 農地等に係る相続税の納税猶予制度　５ 納税猶予が打ち切られる場合 | ・（表）「農業投資価格（令和２年分）」の数値更新 |
| ７登録免許税 | ２ 農地等についての課税の特例　１ 登録免許税のあらまし　２ 租税特別措置法の規定に基づく特例 | ・表「不動産の登記（登法別表１抜粋）」（注２）の適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日）・（１）（３）の特例の適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日） |
| ８消費税 | ３ 消費税の軽減税率制度　３ 適格請求書等保存方式の導入等 | ・「④免税事業者からの仕入税額控除の経過措置と適格請求書」「⑤消費税額の還付」の２項目を追加・（注３）を追加 |
| 14不動産取得税 | １ 不動産取得税のあらまし２ 農地等についての課税の特例　２ 軽減措置 | ・適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和６年３月３１日）・（３）に「による農用地利用集積計画又は福島復興再生特別措置法の規定による農用地利用集積等促進計画に基づく農用地区域内にある土地を」を追加、適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日）・（４）の適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和５年３月３１日） |
| 15軽油引取税 | ２ 軽油引取税の免税 | ・適用期限を延長（令和３年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| 16固定資産税 | ４ 土地に係る負担調整措置1. 土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税等の特例
 | ・特例期間の変更（平成３０年度から令和２年度まで→令和３年度から令和５年度まで）・説明文を「までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。その上で、令和３年度限りの措置として農地（負担水準＝前年度の課税標準額／当該年度の評価額が１００％未満の土地に限り）については、令和３年度の課税標準額を令和２年度の課税標準額と同額とされています。」に変更 |
| 19都市計画税 | ２ 都市計画税の特例 | ・①の特例期間の変更（平成３０年度から令和２年度まで→令和３年度から令和５年度まで） |
| 資料 | 令和３年度税制改正主要事項東日本大震災の税制上の特例措置（農林水産省要望関連） | ・年次及び内容を改正（令和２年度→令和３年度）・内容を改正 |
| 第２部質問・解答編 | Ｑ５　特定事業用資産の買換えＱ２０ 農業経営基盤強化促進法と税制上の優遇措置等 | ・表題変更（市街化調整区域内における農地の買換え→特定事業用資産の買換え）・「市街化区域内における農地の買換え」に関する記述を削除・（注１）（注２）等を追加 |

※）上記の他にも番号ずれの修正や表記の見直し等を行っています。